

入札参加者の皆様へ

平成27年11月16日
宇都宮市理財部契約課

建設工事における社会保険未加入対策について

建設業の持続的な発展に必要な人材の確保等を図るため、本市が発注する建設工事において、元請業者及び下請業者を社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）加入業者とする取り組みを平成27年4月から段階的に実施しております。

なお、平成28年度は下記のとおり取り扱いますので、御注意願います。

【平成27年度】

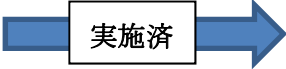
- ・本市が発注する建設工事の契約の相手方となった受注者が社会保険等未加入業者であった場合、加入手続きの指導を行っております。
- ・契約の相手方となった元請業者においては、契約する一次下請業者の社会保険等への加入を御指導くださいますようお願いします。

【平成28年度】

- ・平成28年4月以降に本市が公告する建設工事において、**建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を制限付き一般競争入札（総合評価落札方式を含む）の参加資格とします。**
- ・**一次下請業者についても、社会保険等への加入を原則**とします。（ただし、制裁金等の措置は講じません。）

【平成29年度】

- ・平成29・30年度入札参加資格審査申請（定期登録）から、申請に必要な資格として社会保険等の加入を条件とします。
（詳細は、申請受付の前に公表する提出要領等を御確認ください。）

	平成27年度 4/1	平成28年度 4/1	平成29年度 4/1
未加入業者の指導強化			
制限付き一般競争入札の 参加要件に設定			
入札参加資格申請審査に 必要な資格として認定			

＜注意事項＞

- ・社会保険等の加入手続きには期間を要しますので、未加入業者（適用除外を除く。）に該当する場合は、早期に手続きを行ってください。
- ・法令に基づき適用を除外されている場合は、社会保険等に加入しているものとみなします。